

政令・省令・指針等に対する意見

2023年9月4日 徳田靖之

(この意見は、私の個人としての意見であり、別途、ハンセン病関連団体からの意見書が提出されることとなりますので、ご承知下さい。)

第1 4条の2第1項に関する事項

1 「その他政令で定める者」(第1号柱書)について

政令に、「特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」と定めることは、やむをえないと思いますが、重要なことは、どのような対象者を想定するのかということです。

ここでは、「特定感染症にかかっていると疑うに足りる」とされているのですから、感染症予防法にいう濃厚接触者に限定し、特定感染症に感染していることが否定できないというにすぎない同行者等は除外すべきだと思います。

この点に関して、指針(7頁)において、「接触者等」というあいまいな表現をすることは絶対に反対です。

2 「該当するかどうかを確認するために必要な事項」(第1号イ)について

特定感染症の患者に該当するかどうかを確認するためには、

- ① 特定感染症に罹患していないことを確認する方法
- ② 特定感染症の症状が特定感染症以外によることを確認する方法

が考えられます。

この内、①に関しては、抗原検査陰性等によっても足りるとすべきであり、医師の診断書や説明でなければならないと限定すべきではないと考えます。

医師による診断といっても、多くは抗原検査によるものであり、抗原検査キット等により陰性が証明されれば、「特定感染症に感染していると疑うに足りる正当な理由のある者」には該当しないことになると思うべきだからです。

なお、こうした検査等による証明ができないという場合には、医師による説

明を要することになりますが、この場合においては、口頭の説明で足りるとすべきであり、「やむを得ない場合」にのみ口頭で足りるとすることには反対です。施行規則は、「書面、電子的方法又は口頭」とすべきだと考えます。

また、②に関しては、当該症状の原因となっている疾病の内容を明らかにすることになるため、プライバシー侵害につながるおそれが高いことを考慮した慎重な対応が必要です。

疾病名等を明らかにしたり、旅行に際して、事前に医師による診断書等を用意することまでも求めるのは、プライバシー侵害になりますし、過大な要求ということになると思います。

したがって、この場合に、根拠の提示を求めるのは過大な要請というべきであり、特定感染症の症状が特定感染症以外の要因によるものであることの説明で足りるとすべきだと思います。

3 感染防止に必要な協力を求める事項（第1号ロ）について

(1) 政令で定めるものとして、客室等での待機以外に、「関係者に対する必要な情報として省令で定めるものの提出」が挙げられ、指針にその具体的な内容が定められるようになっていますが、この点は、以下に述べるとおり、重大な問題を内包しています。

(2) この点に関して、指針（10頁）では、協力を求める内容として、「必要な情報の提出」という項が設けられ、16頁において、有症状者、患者等の外、「接触者等」について、「感染の防止に必要な情報を営業者、都道府県等その他の関係者に対し提出することを要請することができる」とされ、症状の有無や滞在歴の有無等に関する情報がその具体例に挙げられています。

しかしながら、これは感染症予防法を逸脱するものであり、プライバシーを侵害するものであって、個人情報保護法にも抵触するものと考えます。

特に問題となるのは、以下の2点です。

第1は、「接触者等」が対象にされていることです。感染症予防法は、その第44条の3において、「当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当

な理由のある者」に対して、都道府県知事が健康状態について報告を求め、居宅に待機するよう求めています。居宅待機義務は、努力義務にすぎません。濃厚接触者に対して、営業者がこのような情報提出を要請できるとして、これを正当な理由なく拒否できないとするのは、こうした法を逸脱するものであり、到底許されることではありません。

第2に、情報の提出先に、「その他の関係者」が加えられていることです。

プライバシーに深く関わる個人情報の提出先に、このような不特定の関係者を挙げるというのは、信じ難い法の無視につながると思います。

したがって、これらの指針案については、徹底的に反対します。

(3) 以上から、政令（施行令）案から、「関係者に対する感染防止に必要な情報として省令で定めるものの提出」とある部分を削除するよう求めます。

4 4条の2第1項について

4条の2第1項3号は、すべての宿泊者に対して協力を求める規定であり、しかも4条の2第4項によって、正当な理由がない限り、協力を拒めないとされており、法的な義務として規定されているものです。

しかしながら、感染症対策の基本となる感染症予防法は、患者・感染者でなく、感染症にかかっていると疑われる正当な理由もない者に対しては、感染症予防のための法的義務を一切課してはおりません。

したがって、本来は、4条の2第4項から、4条の2第1項3号は除外されるべきであったと私は考えています。

ですから、この4条の2第1項3号において協力を求める内容は、限定されるべきであり、抽象的な規定を設けるべきではありません。

その意味で、施行規則（省令）において、「特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に該当するかどうかを確認するために必要な情報」と規定することに強く反対します。

私は、正当な理由なく拒否できないということを考慮して、体温の測定、マスクの着用、特定感染症が現に発生している国・地域での滞在の有無に限るべきだと思います。

第2 4条の2第3項について

1 正当な理由の例示について

この点に関する指針は、ヒアリングの結果等を踏まえて、具体的な事例を多く挙げるに至っており、高く評価します。

2 残る問題として

- (1) 指針においては、4条の2第3項が感染症予防法を逸脱していることに留意して、「正当な理由」の範囲やその設定を柔軟にすべきであることが明示されるべきだと思います。
- (2) 正当な理由なく拒否されたとしても、宿泊は拒否できないということ（指針21頁の13行目の○印）を前面に明記すべきだと思います。

第3 5条について

1 はじめに

この点に関しては、障がい関係団体の意見及び尾上・阿部両構成員のご意見を尊重されることを切に望みます。

2 患者等の宿泊を拒否する場合の対応について

- (1) 指針22頁12行目○印部分は、極めて重要な事項について規定しているものですが、私は、以下の点を再考すべきだと考えます。

第1は、法5条第2項において、このような場合においても、「みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに」と規定されていることについての言及が不足しているということです。

この5条第2項の規定を受けて指針を作成するのであれば、どのような場合が「みだりに宿泊を拒むこと」になるのかについて、具体的に説明すべきだと思います。

第2は、宿泊させることと客室等で待機させることの区別があいまいだということです。

5条2項に「みだりに宿泊を拒む」ことがないようにすることが規定されていることからすれば、「客室等での待機」というのは、都道府県の関係者による入院調整等に時間を要している場合に限定すべきであり、これ以外の

場合は、宿泊させるべきだということを明示すべきだと思います。

- (2) そのうえで、指針 2 2 頁 2 6 行目に「望ましい」と規定していることについては、再考することを求めます。

5 条第 2 項の規定からすると、5 条の 2 第 1 項に基づいて定められる指針において、「望ましい」ととどめるのは、法の趣旨に反すると考えるからです。

ここは、「すべきである」「必要となる」と規定すべきだと思います。

法が 5 条の 2 第 1 項に、わざわざこうした規定を設けたのは、旅行先において、どこにも所在する場所がなくなるという事態を避けるためであり、「望ましい」といった指針では、こうした事態は避けられないと考えられるからです。

3 特定要求行為等の具体例について

この点が具体化されたことは、障がい等による場合との区別を明らかにするうえで大変有意義だと思います。

特に、特定要求行為に該当しない事例を具体化したことは高く評価します。

第 4 今後の対応指針（案）について

1 今後の検討について

基本的に賛成。

2 特定感染症の感染防止に必要な協力の求めについて

(1) 旅館業の施設におけるまん延防止対策について

フロー図や様式サンプルに関して、指針等に記載するのは時期尚早と考えます。

(2) 正当な理由なく応じない場合の対応について

この場合に宿泊拒否できないことは法律に明記されており、対応としては宿泊させる以外にありません。

指針 1 4 頁に記載した客室等待機要請をすることしかないと思います。

3 宿泊拒否制限について

- (1) 前述した点以外に特に意見はありません。

(2) 条例の検討にあたっての留意事項

条例における迷惑客に関する規定の大半は、私が知る限り、「障害者差別解消法」との整合性を検討していません。同法の制定以前に制定された条例が大半だからです。

したがって、この点が、最も重点になると思料します。

(3) その他、特に異論はありません。

以上